

# 登録販売者協会に配置部会を設立

発行：日本置き薬協会 事務局

当協会の役員が中心となり、日本医薬品登録販売者協会内に、配置部会を立上げることとなった。設立は6月13日を予定している。設立趣意書の要旨は以下である。

インターネット等による一般医薬品販売が合法となれば、改正薬事法の根幹である「専門家の情報提供、相談応需による一般用医薬品販売の対面販売」原則が崩壊し、一般用医薬品による副作用の顕在化、それが引いては薬物濫用への助長が想起される。これは一般生活者の健康を損なうこととなり、また安全、安心な社会基盤の侵害ともなりうるであろう。こうした事態への回避のために、分裂した配置業界内の結束を固め、登録販売者の資質確保とその改善を研修等により図り、使用者への情報提供、相談応需の体制を確立せねばならない。また、薬業団体、薬被害者団体、消費者団体と連携しながら、行政諸機関に指導を仰ぐため、本会を設立する。

設立総会は、同日開催の日本置き薬協会総会の開催後とし、下記の運営規約案を審議予定。

## 一般社団法人 日本医薬品登録販売者協会 配置部会運営規約（案）

（名 称）

第1条 本会は、配置部会（本会）と称する。

（主たる事務所）

第2条 本会は、主たる事務所を群馬県高崎市に置く。

（会 員）

第3条 本会の正会員は、登録販売者である配置従事者とし、準会員は、登録販売を目指す配置従事者とする。

（入 会）

第4条 本会の趣旨、目的に賛同し入会を希望する者。

（目 的）

第5条 ○「対面販売の原則」を薬事法に明記する啓発活動を行なう。

○使用者への情報提供、相談応需を通じ、薬害被害や医療費高騰の抑制等に顕著な実績を上げられる、登録販売者外部研修の実施を促す。

（事 業）

第6条 本会は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行なう。

○対面販売原則を薬事法に明記するための啓発活動。

○登録販売者の資質向上とその生涯学習のため、登録販売者外部研修を厳格に実施、また受講する啓発活動。

以下、省略

なお、今後、全国医薬品配置団体連合会、日本配置販売業協会、全国配置業協会へも参加を呼び掛ける予定である。

本件に関するお問合せ先 日本置き薬協会 事務局

〒114-0023 東京都北区滝野川3-56-9

TEL. 03-5974-6227 FAX. 03-5974-6224

日 置 協